久米島町空き家活用促進補助金交付要綱

(趣旨)

第１条　この要綱は、久米島町内に存在する空き家を有効活用し、移住定住を促進するため、空き家の改修を行った者に対し、予算の範囲内で久米島町空き家活用促進補助金以下「補助金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第２条　この告示は、久米島町空き家・空き地バンク制度実施要綱(令和２年久米島町告示第１３号)第３条第５項の規定により空き家・空き地バンクへ登録が完了した空き家について適用する。

(補助対象物件)

第３条　補助金の交付の対象となる空き家又は空き家であった住宅は(以下「補助金対象物件」という。) は、次の各号の全てに該当するものとする。

⑴　補助金の交付申請の日において、空き家・空き地バンクに登録されている(空き家所有者が補助金の交付を受けた日から起算して３年以上引き続き空き家・空き地バンクへ登録することが可能である空き家に限る。) 又は空き家であった住宅(利用者が補助金の交付を受けた日から起算して３年以上引き続き居住する意思を有する空家であった住宅に限る。)であること。

⑵　補助金の交付決定の日において、補助金の交付の対象のなる改修(以下「補助対象事業」という。)に着手していない物件であること。

⑶　補助金の交付申請の日の属する年度内に補補助対象事業の完了が見込まれる物件であること。

⑷　過去に補助金の交付を受けていない物件であること。

(補助対象者)

第４条　補助金の交付を受けることができる者 (以下「補助対象者」という。)は、補助金の交付申請の日において、納期の到来した本町の町税等を滞納していない者で構成された 世帯の世帯員である個人であって、次の各号のいずれかに該当する者とする 。

⑴　空き家・空き地バンクに登録された空き家の所有者等

⑵　補助対象物件の売買契約又は最初の賃貸借契約を締結した日から起算して２年を経過していない者であって、当該補助対象物件に補助金の交付を受けた日から起算して３年以上引き続いて居住する意思を有する利用者(賃借する場合にあっては、改修に関し所有者の承諾を得ている場合に限る。)

２ 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

⑴　暴力団 、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者

⑵　前各号に掲げる者のほか、町長が補助をすることが適当でないと認めた者。

(補助対象事業費)

第５条　補助金の交付対象となる経費は、(以下「補助対象事業費」という。)は、町内事業者が実施する補助対象空き家の改修工事に要する経費と残存家財の処分に係る経費とする。ただし、次に掲げる経費を除くものとする。

⑴　外構、車庫、倉庫等の改修工事に要する経費

⑵　その他町長が補助対象経費とすることが適当でないと認める経費

(補助金の額)

第６条　補助金の額は、補助対象事業費に２分の１を乗じて得られた額(当該額に 1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、50万円を上限額とする。

(補助金の申請)

第７条　補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、久米島町空き家活用促進補助金交付申請書(様式第１号)及び誓約書(様式第２号)に次に掲げる書類を添えて、補助対象物件の改修工事等に着工する20日前までに、町長に提出しなければならない。

⑴　事業計画書(様式第３号)

⑵　平面図等

⑶　補助対象事業施工前の写真

⑷　空き家等の登記事項証明書又は登記簿謄本(申請日前３月以内に交付されたものに限る。ただし、当該空き家等の建物が未登記である場合は、公課証明書に代えることとする。)

⑸　見積書の写し

⑹　承諾書(様式第４号)(申請者が利用者であって、賃借する場合に限る。)

⑺　その他町長が必要と認める書類

２　前項に規定する申請は、申請者１人当たり１回及び空き家１戸当たり１回に限り行うことができる。

(補助金の交付決定)

第８条　町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、町税の収納状況等の調査及び必要に応じて実地調査等を行い 、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、久米島町空き家活用促進補助金交付決定通知書(様式第５号)により申請者に通知するものとする。

２ 町長は、前項の交付決定に際して、必要な条件を付することができる。

(補助対象事業の変更等)

第９条　前条の規定による交付決定の通知を受けた申請者(以下「補助決定者」という。) は、補助対象事業の内容を変更し、又は補助対象事業を中止しようとするときは 、久米島町空き家活用促進補助金交付変更申請書(様式第６号)を、第７条第１項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

２ 町長は、前項の申請の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、久米島町空き家活用促進補助金変更交付決定通知書(様式第７号)により補助決定者に通知するものとする。

３ 補助決定者は、補助対象事業が 予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったときは、町長に報告してその指示を受けなければならない 。

(実績報告)

第10条　補助決定者は、補助対象事業が完了したときは、当該完了日から30日以内又は補助申請年度の年度末のいずれか早い日までに久米島町空き家活用促進補助金実績報告書(様式第８号)に次に掲げる関係書類を添えて、町長に報告しなければならない。

⑴　要した経費の内訳が確認できる書類

⑵　領収書の写し

⑶　補助対象事業施工後の写真

⑷　前３号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める書類

(補助金額の確定)

第11条　町長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助対象事業が申請のとおり完了したことを確認したときは 、交付すべき補助金の額を決定し久米島町空き家活用促進補助金確定通知書(様式第９号)により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条　補助決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに久米島町空き家活用促進補助金交付請求書(様式第10号)により町長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第13条　町長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、速やかに補助金を補助決定者に交付するものとする。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第14条　町長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

⑵　補助金の交付決定の前に、補助対象事業に着手したとき。

⑶　補助決定者が、補助金の交付を受けた日から起算して３年以内に補助対象物件の取壊しを行ったとき(町長がやむを得ない理由があると認める場合を除く。)。

⑷　第４条第１項 第１号に該当する補助決定者が、補助金の交付を受けた日から起算して３年以内に、交付決定を受けた補助対象物件である空き家を、空き家・空き地バンクの登録から取り下げたとき(町長がやむを得ない理由があると認める場合を除く。) 。

⑸　第４条 第１項第２号に該当する補助決定者が、補助金の交付を受けた日から起算して３年以内に転居又は転出したとき(町長がやむを得ない理由があると認める場合を除く。) 。

⑹　第４条第１項第２号に該当する補助決定者が、補助金の交付を受けた日から起算して３年以内に補助対象物件である空き家であった住宅を第三者に転売し、又は転貸したとき (町長がやむを得ない理由があると認める場合を除く。) 。

⑺　この要綱の規定に違反したとき。

⑻　補助金の交付申請の日の属する年度内に補助対象事業を完了することができないと認められるとき。

⑼　前各号に掲げられるもののほか、町長が特に必要と認めたとき。

２ 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

第15条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。